

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成28年  
11月11日  
(金曜日)

## 目次

- 告示  
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 一
- 公告  
道路の位置の指定 (建築指導課) ..... 四
- 公告  
国土調査の成果の認証 (政策企画課) ..... 四
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (県民生活課) ..... 四
- ふく処理師試験の実施 (生活衛生課) ..... 四
- 地域森林計画の案の縦覧 (森林企画課) ..... 五
- 地域森林計画の変更の案の縦覧 (三件) (森林企画課) ..... 五
- 公共測量の実施 (監理課) ..... 六
- 山口都市計画第一種市街地再開発事業の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) ..... 六
- 山口都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) ..... 六
- 開発行為に関する工事の完了 (建築指導課) ..... 七



### 山口県告示第三百六十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。  
当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十八年十一月十一日から同年十二月一日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び平生町役場において公衆の縦覧に供する。

平成二十八年十一月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 三新化学工業株式会社  
住 所 柳井市柳井一五〇番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 三新化学工業株式会社平生工場  
所在地 熊毛郡平生町大字平生町五三二番地
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構		造		使用の方法	
	能	力	工事着手 年月日定	工事完成 年月日定	使用開始 年月日定	使用時間 間隔
三五一八	( $\frac{m^3}{分}$ ) 二〇〇	〃	平成二八、 一、二、八	平成二八、 一、二、二七	平成二九、 一、五	連 続 二 四 時 間
〃	( $\frac{m^3}{分}$ ) 一〇〇	〃	〃	〃	〃	〃
〃	( $\frac{m^3}{分}$ ) 六〇	〃	〃	〃	〃	〃
〃	( $\frac{m^3}{分}$ ) 五〇	〃	〃	〃	〃	〃
〃	( $\frac{m^3}{分}$ ) 四〇	〃	〃	〃	〃	〃
〃	( $\frac{m^3}{分}$ ) 二〇	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	( $\frac{m^3}{分}$ ) 八四	〃	〃	〃	〃	〃
四六一二	( $\frac{m^3}{分}$ ) 三二七	〃	〃	〃	〃	〃
〃	( $\frac{m^3}{分}$ ) 二〇	〃	〃	〃	〃	〃



四 汚水等の処理施設に関する事項  
 (一) 種類、構造及び使用時間隔等

種類	構造	能力 ( $m^3/日$ )	処理の方式	使用時間隔	一日当たりの使用時間	季節的変動の概要	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日
活性炭処理施設	鋼板製	六四	活性炭吸着	連続	二四時間	変動なし	平成二八、 一、二、八	平成二九、 五、三二	平成二九、 六、一
凝集沈殿処理施設	鋼板製	二、四〇〇	凝集沈殿	〃	〃	〃	(既)		
総合排水処理施設	鉄筋コンクリート製・鋼板製	〃	活性汚泥・ろ過・活性炭吸着・沈殿	〃	〃	〃			

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種類	項目	汚水等の汚染状態の値						汚水等の一日当たりの量 ( $m^3$ )
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 ( $mg/l$ )	浮遊物質質量 ( $mg/l$ )	鉍油類 ( $mg/l$ )	窒素 ( $mg/l$ )	りん ( $mg/l$ )	
活性炭処理施設	処理前	七	一〇、五〇	一〇	一五	一、〇六九	四〇	〃
	処理後	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
凝集沈殿処理施設	処理前	〃	二、〇〇〇	六〇	九〇	二七〇	〃	一、六八五
	処理後	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
総合排水処理施設	処理前	〃	二、〇〇〇	四〇	五〇	一〇〇	二	二、〇二〇
	処理後	〃	〃	〃	〃	〃	〃	

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 1 排水口	排出水の汚染状態の値						排水の一日当たりの量 ( $m^3$ )
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 ( $mg/l$ )	浮遊物質質量 ( $mg/l$ )	鉍油類 ( $mg/l$ )	窒素 ( $mg/l$ )	りん ( $mg/l$ )	
七	通	一八〇	二七	三六	五〇	一〇〇	二、〇二〇
八、六	最大	二二六	二七	三六	五〇	二	

山口県告示第三百六十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十八年十一月十一日

山口県知事 村岡 嗣政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市大字末武上字上河原一〇二〇の一及び一〇二〇の一〇	四・〇 五・〇	四五・〇	平成二八、 一〇、三二



(四五二) 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成二十八年十一月十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
周南市	平成二十六年四月一日から平成二十八年二月二十九日まで	周南市地籍図 周南市地籍簿	大字湯野及び大字鹿野下の各一部

二 認証年月日

平成二十八年十一月十一日

(四五二) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十八年十一月十九日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年十一月十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあった年月日

平成二十八年十月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 TOMOS

代表者の氏名 杉本 仁志

主たる事務所の所在地 下松市北斗町五番一三号

三 定款に記載された目的

一人で住宅を借りることが困難な生計困難者に対して入居施設を与える事業、失業中の高齢者に対する再就業支援に関する事業並びに刑務服役経験者に対して再就職先及び入居施設を与える事業を行い、生活の支援に寄与すること。

(四五三) ふぐ処理師試験の実施

ふぐの処理の規制に関する条例（昭和五十六年山口県条例第一号。以下「条例」という。）第十六条の規定により、ふぐ処理師試験を次のとおり実施します。

平成二十八年十一月十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 試験の日時及び場所

(一) 学科試験

1 日時

平成二十九年二月八日（水曜日）午前十時から正午まで

2 場所

山口市滝町一番一号

山口県庁職員ホール

(二) 実技試験

1 日時

平成二十九年三月十五日（水曜日）午前九時から

2 場所

山口市富田原町一番一八号  
公益財団法人山口県学校給食会

二 受験資格

学科試験にあつては、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者（条例附則第四項の規定により同条に規定する者とみなされる者を含む。）で、三年以上ふぐの処理の業務に従事したものであること。  
実技試験にあつては、学科試験に合格した者であること。

三 受験願書の受付期間

平成二十九年一月四日（水曜日）から同月二十日（金曜日）まで（郵送の場合は、一月二十日までの消印のあるものは、有効とする。）  
四 受験願書の提出先

区 分	提 出 先
県内にふぐの処理の業務に従事する事業所（以下「事業所」という。）がある者	事業所の所在地を所管する保健所
県内に事業所がない者で、県内に住所があるもの	住所地を所管する保健所
県内に事業所及び住所がない者	山口県環境生活部生活衛生課（山口市滝町一番一号（郵便番号七五三―八五〇―））

五 提出書類等

- (一) 受験願書
  - (二) 写真（縦三・六センチメートル、横二・四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。）
  - (三) 最終学校の卒業証明書（氏名が卒業証明書記載の氏名と異なる場合は、戸籍の謄本又は抄本を添付すること。）
  - (四) ふぐ処理業務従事証明書
  - (五) ふぐの処理の規制に関する条例施行規則（昭和五十六年山口県規則第五十号）第十一条第四項の規定により学科試験が免除される者にあつては、(三)及び(四)に掲げる書類に代えて学科試験に合格したことを証する書類
- 六 受験手数料  
一万六百六十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この

七 合格者の発表等

- (一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。
  - (二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。
- 八 その他

- (一) 受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「ふぐ処理師試験受験願書等請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（縦三十七センチメートル以上、横二十一センチメートル以上のも）を同封すること。
- (二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課（電話〇八三―九三三―二九七四）にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(四五四) 地域森林計画の案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により、岩徳森林計画区に係る民有林について、平成二十九年四月一日から平成三十九年三月三十一日までの期間における地域森林計画をたてたいので、同法第六条第一項の規定により、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十八年十一月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課、山口県岩国農林事務所、山口県柳井農林事務所及び山口県周南農林事務所

二 縦覧の期間

平成二十八年十一月十一日から同年十二月九日まで

(四五五) 地域森林計画の変更の案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、山口森林計

画区に係る民有林について、地域森林計画を変更したので、同法第六条第一項の規定により、当該変更に係る地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十八年十一月十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課、山口県山口農林事務所及び山口県美祢農林事務所

二 縦覧の期間

平成二十八年十一月十一日から同年十二月九日まで

(四五六) 地域森林計画の変更の案の縦覧

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により、豊田森林計画区に係る民有林について、地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により、当該変更に係る地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十八年十一月十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課、山口県下関農林事務所及び山口県長門農林事務所

二 縦覧の期間

平成二十八年十一月十一日から同年十二月九日まで

(四五七) 地域森林計画の変更の案の縦覧

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により、萩森林計画区に係る民有林について、地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により、当該変更に係る地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十八年十一月十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課、山口県萩農林事務所

二 縦覧の期間

平成二十八年十一月十一日から同年十二月九日まで

(四五八) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、山口地方務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十八年十一月十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

公共測量(基準点測量)

二 作業の地域

長門市仙崎及び東深川

三 作業の期間

平成二十八年十一月七日から平成二十九年二月二十六日まで

(四五九) 山口都市計画第一種市街地再開発事業の変更に係る図書の写しの縦覧

山口市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による山口都市計画第一種市街地再開発事業の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十八年十一月十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 都市計画の種類及び名称

山口都市計画第一種市街地再開発事業黄金町地区第一種市街地再開発事業

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(四六〇) 山口都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧

山口市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による山口都市計画地区計画の変更に係る同法第十四条第

一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十八年十一月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

山口都市計画地区計画黄金町地区地区計画

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(四六一) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十八年十一月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 工区に含まれる地域の名称

熊毛郡田布施町大字麻郷字長田屋（第二工区）

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区三田三丁目二番一、二号

一般財団法人BOATRACE振興会

平成二十八年十一月十一日  
印刷發行

發行人所

山口県知事  
山口市